

令和 2 年

第 1 回浦幌町議会臨時会会議録

令和 2 年 2 月 1 3 日 開会  
令和 2 年 2 月 1 3 日 閉会

浦 幌 町 議 会

## 令和2年第1回浦幌町議会臨時会（第1号）

令和2年2月13日（木曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時42分

### ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長）
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度浦幌町一般会計補正予算)
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度浦幌町一般会計補正予算)
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度浦幌町一般会計補正予算)
- 日程第 9 議案第 1号 浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 2号 財産の取得について  
(令和元年度浦幌町東山町団地公営住宅)

### ○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

特別職

町長 水澤一廣

副 町 長 山 本 輝 男

町 部 局

総 務 課 長 獅 子 原 将 文  
まちづくり政策課長 岡 崎 史 彦  
町 民 課 長 鈴 木 広  
保健福祉課長 廣 富 直 樹  
産 業 課 長 小 川 博 也  
施 設 課 長 早 瀬 実  
上浦幌支所長 山 本 浩 宣  
会 計 管 理 者 正 保 操  
診 療 所 事 務 長 新 川 寿 雄

教育委員会

教 育 長 久 門 好 行  
教 育 次 長 熊 谷 晴 裕

農業委員会

会 長 小 川 博 幸  
事 務 局 長 坂 下 利 行

監 査 委 員

代 表 監 査 委 員 神 谷 敏 昭

○出席議会事務局職員

局 長 小 島 師 紀  
議 事 係 長 川 上 信 義

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和2年第1回浦幌町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和2年第1回浦幌町議会臨時会の運営について、去る2月6日午前、議会運営委員会を開催し、委員全員及び正副議長出席の下、提出される議案について理事者より説明を受け、日程及びその運営について協議をいたしましたので、報告いたします。

本臨時会は、諸般の報告、行政報告に続き、承認第1から第3号の3件、一般議案は第1号及び第2号の2件であります。以上の内容を踏まえ、会期は本日1日といたします。

また、会議録署名議員につきましては、順番に指名されるよう議長に申し入れております。

以上、議会運営委員会の協議結果であります。議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、沼尾昌也議員、2番、栗山博文議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせませす。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和2年2月3日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をいたしております。

次に、令和元年12月9日から令和2年2月12日までの1の議長等の動静、2の議員の派遣結果報告、3の議長が決定した議員の派遣結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。4のその他については、特に報告すべき事項はございません。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

1の令和元年12月9日から令和2年2月12日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

2の建設工事入札結果につきましては、公衆浴場ろ過装置等更新工事1件であります。

3の委託業務入札結果につきましては、吉野公民館トイレ改修工事实施設計委託1件であります。

その他につきましては、年金生活者支援給付金に関わる日本年金機構に提供した所得、世帯情報の誤りについて報告をいたします。年金生活者支援給付金は、消費税率引上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の方に生活の支援を図ることを目的として昨年10月1日から年金に上乘せして支給されているもので、支給事務を実施する日本年金機構に対し各市町村が所得、世帯情報を提供し、そのデータに基づいて判定された対象者の方が請求手続を行い、給付金が支給されることとなります。今回本町の所得世帯情報を抽出するシステムのプログラムに誤りがあり、日本年金機構に誤った情報を提供したため、本来は年金生活者支援給付金の対象とならない1名の方に請求手続の書類が送付され、昨年の12月に給付金が支給されました。このため、12月末には該当の方に直接謝罪し、ご理解いただきましたことから、1月には日本年金機構からもおわび状が送付され、2月末には返金のご案内が送付されるところであります。

今後このようなことが起きないように正確な業務遂行と確認作業の徹底を図り、再発防止

に努めてまいります。

以上、年金生活者支援給付金に関わる日本年金機構に提出した所得世帯情報の誤りについての報告といたします。

以上で行政報告を終わります。

○田村議長 これでは行政報告を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○田村議長 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の1ページを御覧願います。あわせて説明資料1ページを御覧願います。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年2月13日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和元年12月17日、浦幌町長。

記、令和元年度浦幌町一般会計補正予算、次のとおり。

3ページを御覧願います。令和元年度浦幌町一般会計補正予算。

令和元年度浦幌町の一般会計補正予算（第9回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ69億6,372万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページを御覧願います。4ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

6ページを御覧願います。2、歳入、17款繰入金、2項1目基金繰入金56万円を追加し、6億1,627万4,000円、財政調整基金繰入金を追加したものでございます。

3、歳出、6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産振興費56万円を追加し、2,286万6,000円、内容につきましては説明資料1ページに記載のとおり、模範牧場のトラクター修繕に要する費用を追加したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 細かい話で恐縮なのですが、ちょっと教えていただければと思います。説明資料1ページ、畜産振興費の内容、こちらの説明では、その修繕に係る経費を追加補正するものですという文言になっているのですが、次の議案の2ページ、3ページの説明では修繕料について専決処分により追加補正したものですという文言になっています。この畜産振興費だけ追加補正するものですという表現になっているのは何か理由があるのでしょうか、教えていただけますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 申し訳ございません。畜産振興費につきましても、いずれにしましても専決処分で既に終わっているものがございますので、これにつきましても追加するものではありません。追加補正したものであるというのが正解でございます。申し訳ございません。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定されました。

#### ◎日程第7 承認第2号

○田村議長 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の7ページを御覧願います。あわせて説明資料は2ページを御覧願います。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年2月13日提出、浦幌町長。

8ページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和元年12月26日、浦幌町長。

記、令和元年度浦幌町一般会計補正予算、次のとおり。

9ページを御覧願います。令和元年度浦幌町一般会計補正予算。

令和元年度浦幌町の一般会計補正予算（第10回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ69億6,513万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに11ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は、説明を省略させていただきます。

12ページを御覧願います。2、歳入、17款繰入金、2項1目基金繰入金141万1,000円を追加し、6億1,768万5,000円、財政調整基金繰入金を追加したものでございます。

3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費11万3,000円を追加し、2億5,135万2,000円、内容につきましては説明資料2ページに記載のとおり、幼児健診用小型尿分析器の購入に要する費用を追加したものでございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費72万6,000円を追加し、1億428万4,000円、内容につきましては説明資料2ページに記載のとおり、浦幌小学校暖房配管修繕及び排水ポンプ取替えに係る費用を追加したものでございます。

5項社会教育費、7目図書館管理費57万2,000円を追加し、4,257万4,000円、内容につきましては説明資料2ページに記載のとおり、教育文化センター暖房ボイラーの熱交換器取替えに係る費用を追加したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。



◎日程第8 承認第3号

○田村議長 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書13ページを御覧願います。あわせまして説明資料3ページを御覧願います。承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年2月13日提出、浦幌町長。

14ページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和2年1月21日、浦幌町長。

記、令和元年度浦幌町一般会計補正予算、次のとおり。

15ページを御覧願います。令和元年度浦幌町一般会計補正予算。

令和元年度浦幌町の一般会計補正予算（第11回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ69億6,524万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

16ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに17ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括は、説明を省略させていただきます。

18ページを御覧願います。2、歳入、8款1項1目地方特例交付金2万9,000円を追加し、298万8,000円。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金5万5,000円を追加し、384万8,000円。

14款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金2万7,000円を追加し、1,703万4,000円。

3、歳出、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費11万1,000円を追加し、6,586万5,000円、内容につきましては説明資料3ページに記載のとおり、幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付費を追加したものです。

なお、この財源につきましては国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1負担することとなりますが、本年度におきましては、町の負担分4分の1につきましては地方特例交付金で補填されるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定されました。

◎日程第9 議案第1号

○田村議長 日程第9、議案第1号 浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 それでは、議案書の19ページを御覧願います。議案第1号 浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部改正について。

浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月13日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例（平成22年浦幌町条例第17号）の一部を次のように改正する。

以下条文の朗読を省略させていただき、説明資料により説明をさせていただきます。説明資料につきましては4ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますけれども、浦幌町模範牧場は、畜産振興の基盤確立と農業経営の安定化に資する施設として平成23年1月より指定管理者制度を導入し管理運営を行っており、平成31年4月1日より令和6年3月31日までの5年間で第3期として指定管理業務を委託しているところでございます。令和元年10月1日からの消費税率改定に伴いまして模範牧場運営審議会へ使用料及び捕縛料の見直しについて諮問をさせていただき、審議の結果、条例で規定されている使用料及び捕縛料につきましては総額表示から外税方式に改定されたいとの答申をいただいたところでございます。

2、改正の内容でございますけれども、審議会の答申を踏まえまして、①、第7条関係、

使用料及び②、第8条関係、捕縛料につきまして、説明資料の表に記載のとおり、税抜きの現行単価を維持しつつ、総額表示方式から外税方式へ改定するものでございます。

3、施行期日でございますけれども、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては次のページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

1番、沼尾議員。

○沼尾議員 3点質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、確認したいのですけれども、こちら料金改定、外税方式にしますということですが、5%から8%に変わったときに料金を据え置いたということで、その分の3%分も含めての料金改定、いわゆる5%分見ての料金改定であるかどうかというのが1点目。

2点目ですけれども、5%から8%に平成26年が変わっておりますけれども、平成26年から会計上は何%で消費税を計算して会計されていたのかが2点目です。

3点目、平成26年に8%に消費税率が改定をされまして、料金は内税方式ということで平成26年から据置きをされているわけですが、哺育料の料金改定も平成30年に行われているわけですが、この間消費税率を変えてこなかったのに今消費税率をその分改定する、今変える理由というのをお聞きします。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、5%から8%へ消費税が改定になった場面においてなぜ据え置かれたかというご質問がまず1点目であったかと思っておりますけれども、この時点におきましては消費税に伴いまして各公共施設総体の対応について内部協議がされました。この時点におきましては、それら一般公共施設等さまざまな使用料におきまして5%から8%への改定は行わないという統一的な考えの下据え置かれたという経過がございます。それが1点目の回答でございます。

2点目、会計の経理上何%でこれまで経理をされていたかというところでございますけれども、あくまでも指定管理料、条例で定める使用料につきましては今5%相当額を内税という認識の下条例で規定しておりますので、今の指定管理者が収入をする部分についてはその料金を徴収をしております。指定管理者が実際の経理として会計処理をしている上での納税部分におきましては、当時の8%ということになりますけれども、その相当する納付額、それを適正に経理上は計算されて納付をされていらっしゃいます。

3点目、26年に8%に増税せずになぜ今この場面で改定を行ったかという点につきましては、これまでの経緯を踏まえ、今回の模範牧場の指定管理、こちらにおきましては利用

者様が大きな利潤を求めて預託をされる、そういった性質を持った施設でありますことから、本来消費税というものは利用者様にご負担をいただく、そういったところの利用者負担の原則、そこに立ち返って今回諮問をさせていただきました。その諮問に対しての今回審議会での答申として外税方式、これまで5%扱いであった外税方式の使用料、これを5%と想定して割り返した基本的な原価についてはそのまま維持をするということになってございますので、今回の条例改正でご提案をさせていただいている外税方式にすると、そういった内容のことにご理解をいただきまして、今回改正をするという判断といたしますか、ご提案をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今ご回答の中で納税の会計上8%で計算をしているということでありましたけれども、私も審議会の会議録もちょっと見させていただいて、預託者、受益者含めて金額に納得はされているのだろうかということは確認できているので、この金額について駄目だとかと、そういうことではないのですけれども、手続上8%で今まで計算されてきたものについて原価を計算するときに5%で割り返すということが、これは適切なのかどうかというふうに私は考えているのですけれども、今まで会計上8%でやってきたものについて5%で割り返して原価を出すというのは、今ご説明されたやり方としてはそういうやり方で今回この料金表の金額になったということで間違いはないというか、確認させていただきたいのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 指定管理費の算出の上のご説明も若干させていただければと思うのですが、改正前の条例、これは5%を内税として算定した使用料、これを指定管理費の収入として計上しておりました。支出におきましては、現在の指定管理、昨年からですけれども、8%時代は8%、今後10%になったときには10%相当額でございますけれども、それに係る支出分を計上しております。これまで8%の時代におきましては、徴収料金額は5%を内税として算出をしておりました。指定管理料につきましての支出につきましては8%の支出として指定管理料の支出計算をしておりました。その差額、収入と支出の差額というものが指定管理経費というふうになるわけでございますけれども、当然その中で収入として5%相当しか税金を見込んでいない収入というのは少額になってございます。それに関わる部分につきましては町のほうで指定管理料として上乘せされていたという実態がございます。ですので、指定管理者におきましてはそれらを踏まえて、経理上は8%の収入扱いという形の中で適正に納税はされていたというところでございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 もう一点、今の回答の中で確認をしておきたいのは、5%から8%に税金が

改定された際の3%分を、値上げを据え置いたので、その3%分を町が負担していたということですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 今議員のおっしゃったとおり、今現在の指定管理料は498万円ほどになるわけですが、この中に3%の差額分、これを含んだ額として現在は指定管理業務を行っていただいております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第2号

○田村議長 日程第10、議案第2号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書21ページを御覧願います。議案第2号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月13日提出、浦幌町長。

1、取得する財産、令和元年度浦幌町東山町団地公営住宅。

2、取得財産の表示、所在地、十勝郡浦幌町字東山町7番地7のうち、戸数、2棟6戸、構造、木造平家建て、延べ床面積488.58平方メートル。

3、取得価格、1億3,882万7,200円。

4、取得先、北原・宮本・岡田設計建設グループ。代表企業、十勝郡浦幌町字合流133番地、株式会社北原建設代表取締役、北原晃夫。構成員、十勝郡浦幌町字宝町4番地1、宮本建設有限会社代表取締役、宮本政司、帯広市西5条南29丁目2番地2、株式会社岡田設

計帯広事務所常務取締役帯広事務所所長、三宅貴之。

仮契約年月日は、令和2年2月6日でございます。

本議案に関わる趣旨等につきましては、説明資料により説明をさせていただきます。議案説明資料6ページを御覧願います。1、財産取得の趣旨でございます。令和元年第2回町議会定例会において公営住宅買取事業に関する協定の締結について議決いただいた令和元年度浦幌町東山町団地買取事業が令和2年1月30日に工事が完了したことに伴いまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、町議会の議決を経ようとするものです。

2、財産取得の内容でございます。①、取得財産の内容、買取公営住宅及び外構でございます。②、型式、戸数につきましては、2棟6戸、1DKが2戸、2LDKが4戸でございます。③、取得の相手方につきましては、北原・宮本・岡田設計建設グループでございます。

3、今後のスケジュール、予定といたしまして、今議会において議決をいただいた後、2月中旬に売買に関わる本契約を締結し、その後2月下旬に建物表題登記を行いまして、3月上旬より入居開始の予定としております。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

10番、森議員。

○森議員 東山の団地、公営住宅が完成したということで、去る2月の3日の日、議会で見学をさせていただきました。いろいろ説明をいただきましたこととお礼を申し上げたいなというふうに思います。

それで、取得価格、この中に住宅と外構工事、花壇だとか通路、駐車場等も含まれていると思います。それぞれ住宅と外構工事の金額、わかりましたら教えていただきたいのと、あと住宅に対しての坪単価、もしわかっていたら教えていただきたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまのご質問に対してお答えいたします。

まず、建設工事費につきましては1億3,130万5,900円、外構工事につきましては387万7,500円です。設計管理が含まれておりますので、設計管理のほうは364万3,800円、合計といたしまして取得価格1億3,882万7,200円となっております。

2点目の住宅に関わる坪単価の関係なのですけれども、坪単価といたしましては88万8,428円となっております。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 坪単価では118万8,000円と言いましたか。

(「88万円です」の声あり)

○森議員 公営住宅ですから、公営住宅建てるのに建築基準法というのがあると思います。当然一般住宅から見れば高いのかなというふうにも感じているところなのですが、プロポーザル方式というのは町が発注するよりも、買取り事業ですから、実際に発注するよりもどれぐらいの安さというのですか、これを目途にしていると思うのですが、普通発注するのとこの方式で買うのとではどれぐらい安く買えるのか、この辺の説明をいただきたいなと思います。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 直接建設方式と今回建設しました買取り建設方式、2パターンあるのですが、それについての削減効果というご質問かと思われるのですが、今回2棟6戸における建物の建設工事につきましては、大体5%程度、約700万円に関わる試算という形の削減効果が見込まれたところであります。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○田村議長 これで本日の日程及び本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって会議を閉じます。

令和2年第1回浦幌町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時42分